

令和3年(三)第449号

債権者 石地 優 外8名

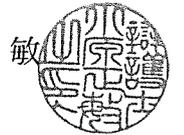
債務者 関西電力株式会社

主張書面(7)

令和3年11月22日

大阪地方裁判所第1民事部 御中

債務者代理人 弁護士 小 原 正



弁護士 田 中



弁護士 西 出 智



弁護士 神 原



弁護士 原 井 大



弁護士 森 拓



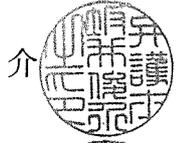
弁護士 辰 田



弁護士 畑 井 雅



弁護士 坂 井 俊 介



弁護士 谷 健 太 郎



弁護士 持 田 陽 一



弁護士 中 室 祐



本書面は、債権者らの 2021 年 6 月 21 日付「老朽美浜 3 号機運転禁止仮処分申立書」（以下、単に「仮処分申立書」という）における債権者らの主張に対して認否を行うものである。なお、債権者らの主張には、誇張表現や技術的にみれば正確性に欠ける部分も多々見受けられるが、債務者として、大まかにみれば首肯できなくはないと考えて認めたり、否認していない部分があることを予め述べておく。

第 1 「第 1 章 初めに」（仮処分申立書 6 頁）について

認否の限りでない。

第 2 「第 2 章 当事者」（仮処分申立書 6 頁）について

1 「第 1 債権者ら」について

不知。

2 「第 2 債務者」について

美浜発電所 3 号機（以下、「本件発電所」という）、並びに高浜発電所 1 号機及び 2 号機が「老朽原発」であること、債務者がこれらの原子力発電所の稼働を「画策」したとの点は否認ないし争う。

その余は認める。

第 3 「第 3 章 本件原発の概要と再稼働への動き」（仮処分申立書 7 頁）について

1 「第 1 本件原発の概要」について

(1) 「1」について

認める。

(2) 「2」について

概ね認める。ただし、平成 16 年 8 月 9 日に発生した事故は、安全上重要な設備が損傷した事故ではなく、放射性物質の漏えいはなかった。

2 「第 2 債務者が本件各原発の運転を再開しようとしていること」について

(1) 「1」～「5」について

認める。

(2) 「6」について

否認する。

保安規定変更認可をしたのは「原子力安全委員会」ではなく「原子力規制委員会」である。

(3) 「7」について

令和2年12月に美浜町議会が、令和3年2月に美浜町長が、同年4月23日に福井県議会が、同年4月28日に福井県知事が、本件発電所の再稼働について判断したことは認める。

(4) 「8」について

否認する。

債務者が本件発電所の再稼働を表明したのは令和3年5月12日である。

第4 「第4章 本件原発についての設置変更許可申請等に対する審査の問題点」 (仮処分申立書7頁～15頁) について

1 「第1 安全性よりもスケジュール優先で進められた適合性審査」について

(1) 「1 期限の迫っていた本件原発」について

ア 第1段落について

否認する。

原子力発電所の運転期間39年を経過する前に運転期間延長認可の申請をしていれば、当該40年の経過時点において審査が完了していない場合であっても、必ずしも廃炉になるとは限らない（上記の場合について、原子炉等規制法¹43条の3の32は何ら規定していないため、当該原子力発電所が廃

¹ 正式には、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」である。

炉になるか否かは不明である)。

イ 第2段落について

認める。

ウ 第3段落について

第1文のうち、高浜発電所1号機及び2号機並びに本件発電所の審査が優先されたかどうかは不知、その余は認める。

第2文は争う。詳細は答弁書168～170頁で述べたとおりである。

(2) 「2 審査の経過」について

ア 「①」～「⑤」について

認める。

イ 「⑥」について

否認する。

審査書案が取りまとめられたのは、平成28年8月3日である。

ウ 「⑦」～「⑩」について

認める。

(3) 「3 期限を守るために安全性が犠牲にされたのは明白であること」について

否認ないし争う。

本件発電所の審査が十分に行われたことは、答弁書168～170頁で述べたとおりである。

2 「第2 火山の噴火規模・層厚の見直しによる設置変更許可の違法・やり直し」について

(1) 「1 設置変更許可の違法、バックフィット命令」について

ア 第1段落について

平成28年10月5日に設置変更許可処分がされたこと、その後に大山の噴火規模の想定が見直されたことは認めるが、その余は否認ないし争う。

イ 第2段落について

「過小評価」との評価にわたる部分を除き、認める。

ウ 第3段落及び第4段落について

否認ないし争う。

火山に関する原子力規制委員会の審査（バックフィット命令の発出の経緯等を含む）については、答弁書170～181頁で述べたとおりである。

エ 第5段落について

認める。

オ 第6段落及び第7段落について

名古屋地方裁判所において訴訟が係属していることは認めるが、その余は否認ないし争う。

火山に関する原子力規制委員会の審査（バックフィット命令の発出の経緯等を含む）については、答弁書170～181頁で述べたとおりである。

(2) 「2 秘密会議事件（原子力規制委員会の安全軽視の姿勢の一例）」について

知らないし争う。

なお、原子力規制委員会が「推進側の論理に常に影響されて審査を行っている」わけではないことは、答弁書170～181頁で述べたとおりである。

(3) 「3 新たな設置変更許可処分がなされたにもかかわらず過小評価が存在すること」について

ア 第1段落について

第1文は「大幅に」との評価にわたる部分を除き認める。

第2文は知らないし争う。

イ 第2段落及び第3段落について

否認ないし争う。

火山に関する原子力規制委員会の審査（バックフィット命令の発出の経

緯等を含む)については、答弁書 170～181 頁で述べたとおりである。

第5 「第5章 原発の特殊性と人格権侵害の具体的危険」(仮処分申立書 15～36 頁)
について

1 「第1 はじめに」について

債権者らの主張を要約したものであり、認否の限りではない(債権者らの個別具体的な主張については、下記2以降で認否する)。

2 「第2 原発事故被害の特異性」について

(1) 頭書について

ア 第1段落及び第2段落について
認める。

イ 第3段落について
知らないし争う。

ウ 第4段落について
認否の限りでない。

(2) 「1 福島第一原発事故の被害」について

ア 「(1) 事故の概要」について

(ア) 第1段落～第3段落について

概ね認める。ただし、答弁書 152～154 頁で述べたとおり、福島第一原子力発電所事故が発生した直接的原因は自然的立地条件に係る安全確保対策(津波に関する想定)が不十分であったことにある。

(イ) 第4段落について

否認する。

答弁書 152～154 頁で述べたとおり、福島第一原子力発電所事故が発生した直接的原因は自然的立地条件に係る安全確保対策(津波に関する想定)が不十分であったことにある。

(ウ) 第5段落について

認める。

イ 「(2) 放射性物質の環境への放出状況」について

(ア) 第1段落及び第2段落について

認める。

(イ) 第3段落について

甲3号証に債権者らが引用・指摘する事実が記載されていること、福島第一原子力発電所事故がチェルノブイリ原子力発電所事故に次ぐ過酷事故であること及び福島第一原子力発電所において現在も汚染水が発生していることは認め、その余は不知。

ウ 「(3) 政府による避難指示」について

(ア) 第1段落について

政府が避難指示を出したことは認めるが、かかる指示が「放射性物質拡散を受けて」出されたことは否認する。

政府は、原子力緊急事態を宣言するとともに、放射性物質拡散の前からこれを予期して避難指示を出した。

(イ) 第2段落について

第1文は認め、第2文は不知。

エ 「(4) 放射性物質の放出がもたらすもの」について

甲3～6号証に、債権者らが引用・指摘する事実が記載されていることは認め、その余は知らないし争う。甲状腺検査については、「福島県『県民健康調査』報告書2011～2020」(乙217)によると、「福島県『県民健康調査』検討委員会」は、平成23年10月から開始された先行検査の結果に対し「放射線の影響とは考えにくい」、平成26年度から平成27年度に行われた本格検査(検査2回目)の結果に対し「現時点において、発見された甲状腺がんと放射線被ばくの間に関連は認められない」としている

(乙 217, 64 頁)。

オ 「(5) 事故の現在」について

(ア) 第 1 段落について

核燃料デブリの取出し作業・廃炉への見通しについては不知, その余は認める。

(イ) 第 2 段落及び第 3 段落について

不知。

(ウ) 第 4 段落について

否認する。

答弁書 152～154 頁で述べたとおり, 福島第一原子力発電所事故が発生した直接的原因は自然的立地条件に係る安全確保対策(津波に関する想定)が不十分であったことにある。

カ 「(6) 日本が壊滅する危機だったこと」について

(ア) 第 1 段落について

第 1 文は認否の限りでない。

第 2 文については, 甲 7 号証に債権者らが引用・指摘する事実が記載されていることは認める。

(イ) 第 2 段落について

第 1 文は認め, その余は認否の限りでない。

(ウ) 第 3 段落について

第 1 文は認め, その余は認否の限りでない。

(エ) 第 4 段落について

認否の限りでない。

(3) 「2 生命及び身体に対する被害の不可逆・重大性」について

①人が放射線を浴びた場合, 放射線は細胞にある遺伝子(DNA)を傷付けること, ②DNAにはもともと修復機能があるがまれに修復に失敗して突

然変異を起こし癌や遺伝的障害を発生する可能性があること、③体細胞の被ばくは障害が発生するとしても本人のみとなること、及び④被ばくによる障害は、「急性障害」と「晩発障害」に分類されることは認め、その余は知らないし争う。

なお、放射線の人体への影響については、一定以上の線量を被ばくしない限り発生しないもの（急性障害などの確定的影響）、被ばく線量に比例してリスクが増加するもの（遺伝的障害などの確率的影響）に分けられる。確率的影響は、一定の線量以下では自然影響による被ばくとの切り分けが困難であるとともに、実験動物と同じような頻度で人に対する遺伝的障害が出現することは確認されていない。

また、本件発電所の安全性が十分に確保されていることは答弁書で述べたとおりである。

(4) 「3 コミュニティ全体の破壊」について

「平穏生活保持権」が侵害されていることは争い、甲4及び甲5号証に債権者らが引用・指摘する事実が記載されていることは認め、その余は不知。なお、放射性物質による環境汚染が生じた場合に人々の社会生活に影響が出ることを否定する趣旨ではない。

(5) 「4 広範囲性」について

甲3及び甲7号証に、債権者らが引用・指摘する事実が記載されていることは認め、その余は知らないし争う。

(6) 「5 長期継続性」について

ア 第1段落について

第1文は認め、第2文は知らないし争う。

イ 第2段落について

工藤氏が現函館市長であること、甲9号証に債権者らが指摘する趣旨の発言が記載されていることは認める。

3 「第3 原子力科学技術の特異性（安全確保の困難性）」について

(1) 「1 原発で発出されるエネルギーが膨大で、しかも直ちにその発生を停止することができないこと」について

ア 「(1)」について

(ア) 「ア 原発は発出されるエネルギーが膨大である」について

甲 10号証に債権者らが引用・指摘する事実が記載されていることは認める。

(イ) 「イ 膨大なエネルギーの発出を直ちに停止することができないこと」について

第1段落及び第2段落について、①原子炉内の燃料集合体の間に制御棒を挿入することで核分裂反応を止めた後にも燃料は崩壊熱を出し続けること、②崩壊熱は、概ね、停止直後で約5%から7%、停止1分後で約3.6%、1時間後で約1.3%、1日後で約0.5%、1年後で約0.2%残ることは認め、その余は知らないし争う。本件発電所の安全性は十分に確保されていることは答弁書で述べたとおりであり、冷却機能、閉じ込め機能を維持できる。

第3段落は、甲10号証に債権者らが引用・指摘する事実が記載されていることは認める。

イ 「(2)」について

知らないし争う。

(2) 「2 原発の安全確保対策の要である安全装置は、想定を超えた自然災害その他の事象に対して極めて脆弱であること」について

ア 「(1)」について

(ア) 第1段落及び第2段落について

一般論として認める。

(イ) 第3段落について

否認ないし争う。

そもそも、債権者らが主張する「事業者の想定を超えた事象」が具体的にどのようなものであるか不明である。

イ 「(2)」について

(ア) 「ア」及び「イ」について

脚注7については知らないし争う。

その余は概ね認める。

(イ) 「ウ」について

知らないし争う。

ウ 「(3)」について

(ア) 第1段落及び第2段落について

福島第一原子力発電所事故が津波によって引き起こされたことは認め、その余は否認ないし争う。

そもそも、債権者らが主張する「事業者の想定を超えた場合」が具体的にどのようなものであるか不明である。

(イ) 第3段落について

事故の原因が自然現象に限られないことは、一般論として認める。

4 「第4 深層防護」について

(1) 頭書について

原子力発電所の安全性確保のために深層防護が求められていることは認め、その余は知らないし争う。

(2) 「1 『深層防護』とは」について

認める。なお、深層防護の考え方と人格権侵害による被害が生じる具体的危険性との関係について、令和3年9月17日付債務者主張書面(3)(以下、「債務者主張書面(3)」といい、他の書面の略称もこの例による)6~10頁で述べたとおりである。

(3) 「2 深層防護が要求される趣旨」について

知らないし争う。詳細は債務者主張書面(3)6~10頁で述べたとおりである。

(4) 「3 福島第一原発事故においては『深層防護』が徹底されていなかったこと」について

ア 「(1) 福島第一原発事故以前の深層防護の不徹底」について

深層防護の徹底が、福島第一原子力発電所事故以前から確立された国際的な基準であったことは認め、その余は知らないし争う。

イ 「(2) 第4の防護レベル以降の対策」について

第1段落は「せいぜい」「限りであった」との評価にわたる部分を除いて認め、第2段落は不知。

ウ 「(3) 第3の防護レベルまでの対策」について

(ア) 「ア」について

第1段落は認め、第2段落は不知。

(イ) 「イ」について

甲12号証に債権者らが引用・指摘する事実が記載されていることは認める。

(ウ) 「ウ」について

知らないし争う。

エ 「(4)」について

知らないし争う。

(5) 「4 福島第一原発事故を経験して改定された法令、裁判例等」について

ア 「(1)」及び「(2)」について

認める。

なお、第5層の防護レベルは前段否定の考えの下、原子力施設が緊急事態に至った場合を想定し周辺住民の生命・健康の保護を目的とした避難計

画を策定するものであり、第5層の防護レベルの内容の不備それ自体が人格権侵害の具体的危険性の存在を意味するものではない（詳細は債務者主張書面（3）6～10頁で述べたとおりである）。

イ 「(3)」について

原子力科学技術の特異性が踏まえられているか否かは不知、その余は認める。

ウ 「(4)」及び「(5)」について

認める。

エ 「(6)」について

甲15号証（福井地裁平成27年4月14日決定）に債権者らが引用・指摘する事実が記載されていることは認める。

上記決定が、事業者のいう多重防護（すなわち深層防護）の考え方を批判しているという点は否認ないし争う。

債権者らが指摘する上記決定の引用箇所（甲15, 38頁）は、イベントツリーに関する説示であって、深層防護に関してなされた説示ではない。

なお、上記決定は事実誤認が多く、福井地裁平成27年12月24日の異議審決定（判例時報2290号29頁）で取り消されていることを付言しておく。

(6) 「5 5つの防護レベルが用意されていない場合」について

ア 「(1)」について

認める。

イ 「(2)」について

否認ないし争う。

第5層の防護レベルの内容の不備それ自体が債権者らの人格権侵害の具体的危険性の存在を意味するものではないことは、債務者主張書面（3）6～10頁で述べたとおりである。

(7) 「6 各防護レベルが独立して有効に機能しない場合（総論）」について

ア 「(1)」及び「(2)」について

認める。なお、深層防護の考え方と人格権侵害による被害が生じる具体的危険性との関係については、債務者主張書面(3)6~10頁で述べたとおりである。

イ 「(3)」について

第1段落は認め、第2段落は不知。

ウ 「(4)」について

債権者らの主張が、第5層の防護レベルの内容の不備それ自体が債権者らの人格権侵害の具体的危険性の存在を意味するという趣旨である場合には、否認ないし争う。詳細は債務者主張書面(3)6~10頁で述べたとおりである。

(8)「7 各防護レベルが独立して有効に機能しない場合(各論1:大規模な自然災害の想定)」について

ア 第1段落及び第2段落について

認める。

イ 第3段落について

第1文は否認し、第2文は認める。

本件発電所の安全性が十分に確保されていることは答弁書で述べたとおりである。

ウ 第4段落について

一般論として認める。

(9)「8 各防護レベルが独立して有効に機能しない場合(例2:避難計画の策定)」について

ア 「(1)」について

否認ないし争う。

第5層の防護レベルの内容の不備それ自体が債権者らの人格権侵害の具

体的危険性の存在を意味するものではないことは、債務者主張書面（3）6～10頁で述べたとおりである。

イ 「(2)」について
認める。

ウ 「(3)」～「(5)」について
否認ないし争う。

債権者らの主張は、第5層の防護レベルである避難計画の不備と人格権侵害の具体的危険性とを結び付けようとしていると思われる。しかし、第5層の防護レベルの内容の不備それ自体が債権者らの人格権侵害の具体的危険性の存在を意味するものではないことは、債務者主張書面（3）6～10頁で述べたとおりである。

5 「第5 水戸地裁 2021年3月18日判決」について

甲16号証に債権者らが引用・指摘する事実が記載されていることは認め、その余は争う。

第6 「第6章 40年を超える老朽原発の運転は例外であるべきこと」（仮処分申立書36～49頁）について

1 「第1 福島第一原発事故の根源的な原因」について

(1) 「1 国会事故調査委員会による報告」について

甲3号証に債権者らが引用・指摘する事実が記載されていることは認め、その余は不知。

なお、答弁書152～154頁で述べたとおり、福島第一原子力発電所事故が発生した直接的原因は、自然的立地条件に係る安全確保対策（津波に関する想定）が不十分であったことにある。

(2) 「2 変わらない『原子カムラ』」について

ア 「(1) 生かされなかったJCO臨界事故の教訓」について

第2段落は認める。第3段落～第6段落（「これらの提言」から始まる段落）について、甲3及び甲17号証に債権者らが指摘する事実が記載されていることは認める。その余は知らないし争う。

イ 「(2) 生かされない事故の教訓」について

甲3及び甲18号証に、債権者らが引用・指摘する事実が記載されていることは認める。

なお、福島第一原子力発電所事故を受けて、原子力規制行政に対する信頼回復とその機能回復を図るということを目的とした原子力規制行政の見直しがなされ、原子力規制委員会設置法により、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として（同法1条）、原子力規制委員会が設置された。同委員会は、国家行政組織法3条2項に基づく、いわゆる3条委員会として高度の独立性が保障され（同法2条）、また、その委員長及び委員については、人格が高潔で原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命し（同法7条1項）、原子力に関する事業を行う者やその役員ないし従業員等は欠格事由とされる（同条7項）など、高度の専門的知見に基づいて中立公正な立場から独立して職権を行使する体制（同法1条、5条）が整備されていることを付言しておく。

ウ 「(3) 小括」について

認否の限りでない。

(3) 「3 老朽化が福島第一原発事故の一因であったこと」について

ア 第1段落について

第1文は認める。

第2文は否認する。

債権者らが引用する甲3号証によれば、「したがって、1号機から3号機

までの設備の劣化が、事故の発生又は拡大に影響したかどうかは、現時点では不明というべきである」と結論付けられている（甲3, 80頁）。

イ 第2段落及び第3段落について

認否の限りでない。

2 「第2 事故の教訓としての40年ルール」の策定」について

(1) 「1 事故前の老朽化対策」について

ア 第1段落について

「老朽化」との記載を「高経年化」と理解した上で（以下同じ）、「せいぜい」「すぎなかった」といった評価を除き認める。

イ 第2段落について

美浜発電所2号機における蒸気発生器伝熱管損傷事故を契機として、「高経年化に関する基本的な考え方」が取りまとめられたことは不知、その余は「とどまっていた」という評価を除き認める。

ウ 第3段落について

概ね認める。ただし、安全上重要な設備が損傷した事故ではなく、放射性物質の漏えいはなかった。

エ 第4段落について

「運転開始日から・・・仕組みが加わった」ことは認めるが、それが本件発電所における事故を契機としてなされたことは否認する。

債務者主張書面（5）35～36頁で述べたとおり、本件発電所における事故の直接的な原因は高経年化による劣化ではなく、劣化管理が不十分だったことにあり、同事故と高経年化を直接結び付ける主張は誤りである。

オ 第5段落について

債権者らの評価にかかる主張であり、認否の限りではない。

カ 第6段落について

債務者が事故を起こしたことは認めるが、その余は否認ないし争う。

答弁書 116～118 頁で述べたとおり、債務者は安全性維持・向上のために継続的に活動をしているのであり、本件発電所の安全性は十分に確保されている。

(2) 「2 事故後の老朽化対策」について

ア 「(1) 40 年ルールの立法事実」について

(ア) 第 1 段落について

第 1 文については、福島第一原子力発電所事故において放射性物質が拡散されたこと及び放射性物質拡散により環境汚染が発生したことは認め、その余は不知、第 2 文は認める。

(イ) 第 2 段落について

債権者らの主張が、福島第一原子力発電所 1 号機が「40 年を迎える直前」であったから真っ先にメルトダウンを起こしたということであれば、否認ないし争う。

答弁書 152～154 頁で述べたとおり、福島第一原子力発電所事故が発生した直接的原因は自然的立地条件に係る安全確保対策（津波に関する想定）が不十分であったことにある。

イ 「(2) 40 年ルールの内容」について

(ア) 第 1 段落について

否認する。

債権者らが主張する「40 年ルール」は政治的に決定されたものにすぎず、技術的根拠、理由はないとの指摘がなされていることは債務者主張書面（5）26 頁で述べたとおりである。そのため、「旧型炉、老朽炉の安全性が問題視された」といえるか疑問である。

(イ) 第 2 段落～第 5 段落について

原子炉等規制法が原則として 40 年の運転期間を定めていることについては争う。同法は、40 年が「原則」とは明示していない。

その余は認める。

(3) 「30年ルール」の趣旨に照らし厳格に適用されなければならないこと」について

ア 「(1) 規定の文言」について

争う。

イ 「(2) 従来の高経年化技術評価の不十分性」について

(ア) 第1段落について

争う。

(イ) 第2段落について

第1文は「一応」という評価を除いて認め、第2文は評価にわたる部分を除いて認める。

(ウ) 第3段落について

第1文は認め、第2文は否認する。

答弁書 152～154 頁で述べたとおり、福島第一原子力発電所事故が発生した直接的原因は自然的立地条件に係る安全確保対策（津波に関する想定）が不十分であったことにある。債権者らが指摘する高経年化が原因となって事故が生じたわけではない。

(エ) 第4段落及び第5段落について

認否の限りでない。

ウ 「(3) 国会事故調査報告書の指摘」について

(ア) 第1段落及び第2段落について

甲3号証に、債権者らが指摘する趣旨の事実が記載されていることは認める。

(イ) 第3段落について

「このような立法事実を前提として、」との点は不知。その余は認める。

(ウ) 第4段落について

不知。

エ 「(4) 延長認可制度が高経年化技術評価と併存されたことの意味」について

(ア) 第1段落について
認める。

(イ) 第2段落について

不知ないし争う。なお、特別点検には目視点検等の定量的でない要求事項も含まれる。

(ウ) 第3段落について

実用炉運転期間延長審査基準（「実用発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準」）1項に、債権者らが指摘する事実が記載されていることは認め、その余は不知ないし争う。

(エ) 第4段落について
争う。

オ 「(5) 40年ルール法定の経緯」について

(ア) 「ア」について

甲20及び甲21号証に、債権者らが引用・指摘する事実が記載されていることは認め、その余は否認ないし争う。

点検による劣化状況の把握や機器の取替え・補修等の保守管理を適切に講じることで、原子力発電所自体は安全性を確保しつつ運転を継続することが可能であることは、債務者主張書面（5）24～28頁で述べたとおりである。

(イ) 「イ」について

甲22及び甲23号証に、債権者らが引用・指摘する事実が記載されていることは認める。

(ウ) 「ウ」～「エ」について

争う。詳細は債務者主張書面（5）で述べたとおりである。

3 「第3 老朽原発が抱える危険性」について

否認ないし争う。

詳細は債務者主張書面（5）で述べたとおりである。

4 「第4 まとめ」について

争う。

第7 「第7章 本件原発で重大事故が起こる危険性1（地震問題）」（仮処分申立書49～71頁）について

1 「第1 本件原発周辺の活断層について」について

(1) 「1 活断層の概観」について

敦賀半島が「活断層の巣ともいうべき地域」であることは知らないし争う。

その余は認める。

(2) 「2 検討用地震」について

「したがって」という因果関係については趣旨が不明であり、否認ないし争う。

その余は認める。

(3) 「3 検討用地震の断層モデル図」について

ア 第1段落（「これらの」から始まる段落）について

「それぞれのモデル図の細い赤線は各断層の露頭の位置」を示している
ということは否認する。上記の赤線は、各断層の露頭ではなく、「各断層の
地表トレース²」を示している。

その余は認める。

イ 第2段落（「これによると」から始まる段落）について

² 地下の震源断層面を地表まで延長したときに、その面が地表面に出現する位置を示したものをいう。

C断層，三方断層，白木一丹生断層の「露頭」という点は否認する。上記アで述べたとおり，「露頭」ではなく「地表トレース」である。

その余は認める。

2 「第2 本件原発における基準地震動の策定」について

「その代表する値は，C断層が活動した場合（短周期の地震動1.5倍ケース，破壊開始点2）のEW方向993ガルである」という点については否認する。993ガルという値は，基準地震動Ssの最大加速度のうち一番大きな数値であるにすぎず，「代表する値」ではない。

その余は認める。

3 「第3 地震による事故発生の危険性1（安全余裕を食いつぶしてきたこと）」について

否認ないし争う。

詳細は債務者主張書面（4）6～8頁，債務者主張書面（5）24頁，35～36頁で述べたとおりである。

なお，債権者らは「あるシステムが破壊または正常に作動しなくなる最小の負荷と，予測されるシステムへの最大の負荷との比（前者/後者）を『安全率』といい，「安全率は，強度の不確実性，負荷の不確実性が存在するために設定される」とし（仮処分申立書54頁脚注11），債務者主張書面（1）195頁以下で述べた耐震安全上の余裕（①～③の余裕）の全てが，何らかの不確実性（不確定要素）の入り込んだもの，すなわち，かかる不確定要素を吸収するために存在しているものであるかのように主張しているが，原子力発電所の耐震安全性評価に際して不確定要素として考慮すべきものは，同評価における評価基準値（許容値）の設定段階及び評価値の計算段階で適切に考慮されている。その結果，評価基準値（許容値）の持つ余裕（②の余裕）及び計算条件の余裕（③の余裕）が生じるところとなっており，また，評価基準値（許容値）に対する評価値の余裕（①の余裕）には，不確定要素が入り込むことはない。

4 「第4 地震による事故発生の危険性2（地盤変位のリスクを考慮していないこと）」について

(1) 「1 新規制基準の定め」について

ア 第1段落について

第1文は認める。

第2文は、「ひとたまりもなく」など具体的な事実主張ではないため、認否の限りではない。

第3文は「当然」との評価を除き認める。

イ 第2段落及び第3段落について

認める。

(2) 「2 本件原発周辺及び敷地内の断層の状況」について

C断層、白木一丹生断層の「露頭」という点は否認する。上記1(3)アで述べたとおり、「露頭」ではなく「地表トレース」である。

その余は概ね認める。

(3) 「3 債務者及び原子力規制委員会の評価が妥当性を欠くこと」について

否認ないし争う。

詳細は債務者主張書面(2)42~48頁で述べたとおりである。

5 「第5 地震による事故発生の危険性3（内陸地殻内地震の震源が敷地に極めて近い場合に求められる考慮をしていないこと）」について

(1) 「1 本件原発敷地が内陸地殻内地震の震源に極めて近いこと」について

否認ないし争う。

そもそも、債権者らがどのような基準で「震源に極めて近い」と主張しているのか不明である。

(2) 「2 新規制基準の定め」について

甲25及び甲26号証に債権者らが引用・指摘する事実が記載されていることは認め、評価にわたる部分は知らないし争う。

(3) 「3 新規制基準検討時の議論の内容」～「5 債務者は求められた考慮をしていないこと」について

否認ないし争う。

詳細は債務者主張書面(4) 8～13頁で述べたとおりである。

6 「第6 地震による事故発生の危険性4(繰返しの地震を考慮していないこと)」について

(1) 「1 新規制基準が求める耐震性能」について

ア 「(1)」及び「(2)」について

認める。

イ 「(3)」について

争う。詳細は債務者主張書面(4) 13～22頁で述べたとおりである。

(2) 「2 2016年熊本地震の教訓」について

甲35及び甲52号証に、債権者らが引用・指摘する事実が記載されていることは認める。

(3) 「3 繰返しの地震を考慮していない新規制基準が不合理であること」及び「4 小括」について

否認ないし争う。

詳細は債務者主張書面(4) 13～22頁で述べたとおりである。

7 「第7 地震による事故発生の危険性4(経験式のバラツキを考慮していないこと)」について

(1) 「1 強震動予測」について

ア 「(1)」及び「(2)」について

認める。

イ 「(3)」について

(ア) 第1段落について

第1文は認否の限りでない。その余は認める。

(イ) 第2段落について

否認ないし争う。

地震動評価に影響を与える地域特性の調査・評価の全体については、債務者主張書面(1)25～97頁で述べたとおりである。なお、債務者主張書面(1)30～75頁で述べたとおり、債務者は、本件発電所の敷地周辺地域が、活断層の発達過程が「未成熟」ではないなど、地表地震断層を調査することで震源断層を把握することができる地域であるとの特性を踏まえた上で、地震動評価に用いる断層長さについて、詳細な調査に基づき保守的に評価している。

ウ 「(4)」について

強震動予測には経験式が用いられること、経験式は過去の地震記録から作成されること、最小二乗法等を用いて作成された断層長さや面積と地震規模との関係式を用いて、断層長さや面積から地震規模を算出することは認め、その余は争う。

(2) 「2 本件原発の基準地震動策定に経験式が用いられていること」について

ア 頭書について

認める。

イ 「(1) 松田式」について

(ア) 「ア」について

認める。

なお、債権者らが指摘する松田式には誤記がある。同式は正確には、 $\log L = 0.6M - 2.9$ である。

(イ) 「イ」～「エ」について

否認ないし争う。

詳細は、債務者主張書面(4)59～65頁で述べたとおりである。

ウ 「(2) 入倉・三宅式」について

(ア)「ア」について

第1段落は認める（なお、入倉・三宅式は債権者らが指摘する2式のうち $S = 4.24 \times 10^{-11} \times M_0^{1/2}$ という数式で表される式である）。

第2段落は、「震源断層の幅は、 $M_0 = 7.5 \times 10^{25}$ dyne-cm で飽和する」との記載の趣旨が、震源断層の幅が概ね $M_0 = 7.5 \times 10^{25}$ dyne-cm で飽和するということであれば認める。

第3段落は認める。

(イ)「イ」及び「ウ」について

否認ないし争う。

経験式のばらつきの考慮については、債務者主張書面（4）22～58頁で述べたとおりである。

(3)「3 新規制基準の定め」について

否認ないし争う。

経験式のばらつきの考慮については、債務者主張書面（4）22～58頁で述べたとおりである。

(4)「4 2020年12月4日大阪地裁判決（判例タイムズ1480号153頁）について」について

大阪地裁判決が設置変更許可処分を取り消したことは認める。

もっとも、上記判決の判断内容が妥当ではないことは債務者主張書面（4）22～58頁で述べたとおりである。

(5)「5 小括」について

争う。

第8 「第8章 合理的な避難計画が立てられない以上は、原発の運転を差し止めるべきこと」（仮処分申立書71～99頁）について

1 「第1 避難計画総論」について

(1) 「1 絶対的安全性が確保できないという事実」について

ア 第1段落について

第1文は認める。

第2文は、第5層の防護レベルの内容の不備それ自体が債権者らの人格権侵害の具体的危険性の存在を意味するという趣旨である場合には、否認ないし争う。詳細は債務者主張書面(3)6~10頁で述べたとおりである。

イ 第2段落~第3段落について

甲38号証に、債権者らが引用・指摘する事実が記載されていることは認め、その余は知らないし争う。

(2) 「2 第5の防護レベルと人格権侵害の具体的危険」について

ア 「(1) 原発の危険性と第5層の避難計画」について

否認ないし争う。

第5層の防護レベルの内容の不備それ自体が債権者らの人格権侵害の具体的危険性の存在を意味するものではないことは、債務者主張書面(3)6~10頁で述べたとおりである。

イ 「(2) 深層防護の第5の防護レベルとしての避難計画」について

否認ないし争う。

債権者らの主張は、第5層の防護レベルである避難計画の不備と人格権侵害の具体的危険性とを結び付けようとしていると思われる。しかし、第5層の防護レベルの内容の不備それ自体が債権者らの人格権侵害の具体的危険性の存在を意味するものではないことは、債務者主張書面(3)6~10頁で述べたとおりである。

ウ 「(3) 段階的避難の枠組み」について

認める。

エ 「(4) 第5層の対象範囲」について

甲3、甲7及び甲40号証に、債権者らが引用・指摘する事実が記載され

ていることは認め、その余は知らないし争う。

オ 「(5) 第5層で想定すべき状況」及び「(6) 小括」について
争う。

(3) 「3 他の法律でも万が一の事故時の救命設備を欠く設備の運転を許されな
いこと」について

船舶安全法及び航空法の規定自体は認めるが、その余は否認ないし争う。

詳細は債務者主張書面(3) 10~12頁で述べたとおりである。

(4) 「4 第5層防護は不可欠であって予防的なものではないこと」及び「5
まとめ(避難計画総論)」について

争う。

詳細は債務者主張書面(3) 6~10頁で述べたとおりである。

2 「第2 避難計画各論」について

(1) 「1 本件美浜原発3号機の避難計画」について
認める。

(2) 「2 債権者らの住所地と美浜原発3号機の距離」について

ア 第1段落について

認める。

イ 第2段落(「債権者らの居住地は」から始まる段落)について

不知。

ウ 第3段落について

知らないし争う。

そもそも、同時多発的に事故が起こることを前提とした主張に理由がな
いことは債務者主張書面(3) 45~46頁で述べたとおりである。

(3) 「3 UPZの避難」について

ア 「(1) 屋内退避」について

UPZ外について避難計画がないことは不知、その余は認める。

イ 「(2) 避難, 一時移転」～「(5) 小括」について
認める。

(4) 「4 被ばくを前提にした避難計画」について

ア 第1段落及び第2段落について
「ようやく」との評価を除き概ね認める。

イ 第3段落及び第4段落について
知らないし争う。

(5) 「5 避難先, 避難経路の不合理」について

甲 44, 甲 48～51 号証に, 債権者らが引用・指摘する事実が記載されている
ことは認め, その余は否認ないし争う。

詳細は債務者主張書面 (3) 45～47 頁で述べたとおりである。

(6) 「6 屋内退避の不合理」について

債権者らが引用する各書証に, 債権者らが指摘する事実が記載されている
ことは認め, その余は否認ないし争う。

詳細は債務者主張書面 (3) 47～48 頁で述べたとおりである。

(7) 「7 安定ヨウ素剤の服用が適時にできない」について

債権者らが引用する各書証に, 債権者らが指摘する事実が記載されている
ことは認め, その余は否認ないし争う。

詳細は債務者主張書面 (3) 48～49 頁で述べたとおりである。

(8) 「8 コロナ禍での避難」について

債権者らが引用する各書証に, 債権者らが指摘する事実が記載されている
ことは認め, その余は否認ないし争う。

詳細は債務者主張書面 (3) 41～45 頁, 49 頁で述べたとおりである。

3 「第3 まとめ」について

争う。

第9 「第9章 仮処分発令の要件を備えていること」(仮処分申立書 99～100 頁)
について
争う。

第10 「第10章 原発運転差止め民事訴訟における判断枠組み」(仮処分申立書
100～104 頁) について
争う。
債務者の主張は、答弁書 27～37 頁で述べたとおりである。

第11 「第11章 結語」(仮処分申立書 105～106 頁) について
争う。

以 上